

# 宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法) に基づく規制区域の指定等に伴う説明会

- (1回目)令和5年12月4日(月) 午前10時～
- (2回目)令和5年12月5日(火) 午前10時～
- (3回目)令和5年12月6日(水) 午前10時～

令和6年1月1日

○県と鳥取市が、県内全域を盛土規制法に基づく規制区域に指定(告示)

○改正後の県盛土条例を施行

(概要)

・盛土・切土の規制に係る規定を削除

・県の盛土条例の適用区域から鳥取市を除外

○鳥取市が、鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例を施行



**令和6年1月1日以降、盛土・切土の施工は盛土規制法の規制に切り替わる。**

- ・鳥取市の区域は市が、鳥取市以外の区域は県の規制に変更
- ・斜面地への工作物の設置・建設発生土の搬出については県と市の条例で引続き規制(条例の規制内容は従前と同じ)

※鳥取市は、斜面地への工作物設置と建設発生土搬出を県と同水準で規制する条例を制定し、規制区域の指定と同日に施行する。

## 1 説明

- (1) 盛土条例及び盛土規制法の概要
- (2) 盛土規制法に基づく規制区域の指定
- (3) 規制区域指定後の盛土規制
- (4) 盛土規制法の技術基準について

## 2 質疑応答

※質問は後刻メール等でも可

# (1) 盛土条例及び盛土規制法の概要

## 規制対象の行為

令和6年1月1日以降、盛土・切土の施工は盛土規制法の規制に切り替わる。

### (1) 特定事業の許可

特定事業	事業規模	事業の例示
盛土・切土(盛土等)の施工 (盛土規制法へ移行)	面積2,000m <sup>2</sup> 以上かつ高さ1m以上 面積に関わらず高さ5m以上	残土処分場、宅地開発、土砂の仮置き 等
斜面地(※)に設置する工作物 (※)傾斜度15度超かつ高さ5m超の土地及びその周辺の土地	水平投影面積300m <sup>2</sup> 以上 高さ15m以上	太陽光発電施設、風力発電施設 等

許可と併せて以下を義務付け

#### ✓ 近隣関係者への事前説明

許可申請前に、事業計画を近隣関係者に説明

#### ✓ 定期報告

- ・工事中：施工状況を6か月毎
- ・工事完了後：維持管理状況を1年毎  
(盛土・切土は10年間、工作物は撤去まで)

#### ✓ 中間検査、完了検査、廃止時検査

技術基準適合を審査・現地検査

#### ✓ 保証金の預託

- ・斜面地の~~盛土・切土~~、工作物設置が対象
- ・預託期間は完了検査合格(工作物は撤去)まで

### (2) 特定建設発生土搬出の許可

特定建設発生土搬出	事業規模	事業の例示
建設で発生した土砂の搬出	土量500m <sup>3</sup> 以上	残土処分場又は仮置き場までの搬出・運搬

## 許可基準・手続

○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施工者の能力についても審査

○許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化

## 中間検査 完了検査

○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、

①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

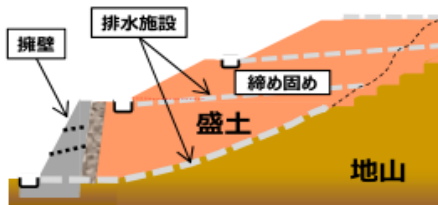
※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

## ■ 災害防止のための安全基準の設定

### <盛土・切土>

(主な安全基準)

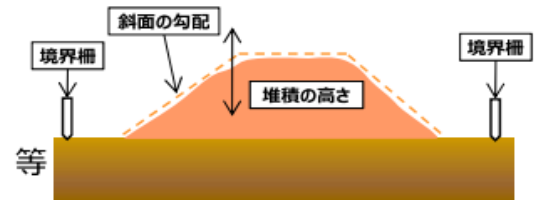
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 地盤の締め固め 等



### <一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 斜面の勾配
- ✓ 境界柵の設置 等



## ■ 施工中・完了時の安全確認

工事の許可

工事着手

### ○ 中間検査

例：排水施設の設置

工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査



### ○ 完了検査

安全基準への適合について現地検査

- ✓ 盛土の形状
- ✓ 擁壁の強度 等

工事完了

### ○ 定期報告

工事の施工状況について、数ヶ月ごとに報告

例：土石の堆積量 等

法の施行日 令和5年5月26日(政令及び省令も同日施行済み)

法が施行されても、法の規制区域が指定されなければ適用されない。

## (2) 盛土規制法に基づく規制区域の指定について

法に基づく規制の開始日：令和6年1月1日

## 規制区域の指定方針

- (1) 全県を規制区域とする。(これまでの盛土条例と同様)
- (2) 規制区域は法に基づき、次の2区域を指定する。

規制区域	指定方針	指定する区域
宅地造成等工事規制区域	小規模な盛土の規制が必要と考えられる区域を指定。	人口が集中する区域(DID区域)を基本として指定。
特定盛土等規制区域	宅地造成等工事規制区域を除いた県内の全域を指定。	人口が集中する区域(DID区域)を除く県全域。

- (3) 指定した規制区域は、法に基づき5年毎に行う基礎調査の状況を踏まえ見直しを行う。

## 規制区域の指定及び規制開始時期

規制区域の指定：令和6年1月1日



法に基づく規制の開始：令和6年1月1日

※鳥取市(中核市)については、市が県と歩調をあわせて同方針で規制区域を指定し、同日で法に基づく規制を開始する。



## 規制区域(案)

県全域図(規制区域(案))



※詳細な規制区域図については、鳥取県・鳥取市のホームページで公表しています。

(県) <https://www.pref.tottori.lg.jp/313438.htm>

(市) <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1697184790512/index.html>

## ○ 鳥取市内(市が窓口)

規制区域の指定後、鳥取市内の各事業については全て市が窓口となる。

根拠法令	手続内容	許可等窓口	
		令和6年1月1日～	
盛土規制法	盛土・切土の許可等	鳥取市都市企画課	
盛土条例	工作物の許可等		
	建設発生土搬出の許可等		

※鳥取市は、斜面地への工作物設置を建設発生土搬出法を県と同水準で規制する条例を制定し、規制区域の指定と同日に施行する。

## ○ 鳥取市以外(県が窓口)

法に基づく規制区域の指定後、令和5年度末まではまちづくり課が窓口。

根拠法令	手続内容	許可等窓口	
		令和6年1月1日～	令和6年4月1日～(予定)
盛土規制法	盛土・切土の許可等	県庁まちづくり課	各県土整備局
盛土条例	工作物の許可等		各環境建築局
	建設発生土搬出の許可等		各県土整備局

### (3) 規制区域指定後の盛土規制

# 規制区域指定後の盛土等に係る規制

## 盛土等に係る規制(令和6年1月1日～)

項目	・盛土・切土の施工	・斜面地への工作物設置 ・建設発生土の搬出
規制の根拠	盛土規制法	盛土条例
規制区域	宅造・特盛区域に指定した区域 (県内全域)	県内全域
技術基準	災害防止に必要な技術基準	災害防止に必要な技術基準※
近隣関係者の説明	事前説明を実施	同左 ※
施工状況の確認	中間・完了検査の実施	同左 ※
	定期報告の実施	同左 ※
工事完了後の確認	—	定期報告の実施(盛土完了後10年間、 工作物は撤去まで)※
	—	発電等の事業終了後に廃止時検査※
保証金の預託	—	「事業費の5%」又は「事業区域面積1 haあたり200万円」のいずれか高い額※
責任の所在	土地所有者等、盛土の原因者	事業者
罰則	法人に3億円以下の罰金 違反者に1千万円以下の罰金又は3年 以下の懲役	100万円以下の罰金又は2年以下の懲 役(法人にも適用する両罰規定)

※斜面地への工作物設置のみ

○盛土等の施工を伴う斜面地への工作物設置の場合、盛土規制法と盛土条例両方の許可が必要

## 盛土・切土、土石の堆積(仮置き)の規制規模

※崖: 傾斜度が30度を超える土地のこと

区域	行為	届出	許可・完了検査	中間検査	定期報告
宅造区域	盛土、切土	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土切土で高さ2m超の崖 ④盛土で高さ2m超 ⑤盛土切土の面積500㎡超 かつ高さ1m超	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土切土で高さ5m超の崖 ④盛土で高さ5m超 ⑤盛土切土の面積2000㎡超 かつ高さ1m超	中間検査に同じ
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超 かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超 かつ高さ1m超	適用外	①堆積の高さ5m超かつ 面積1500㎡超 ②堆積の面積2000㎡超 かつ高さ1m超
特盛区域	盛土、切土	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土切土で高さ2m超の崖 ④盛土で高さ2m超 ⑤盛土切土の面積500㎡超 かつ高さ1m超	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土切土で高さ5m超の崖 ④盛土で高さ5m超 ⑤盛土切土の面積2000㎡超 かつ高さ1m超	許可対象・完了検査に同じ	許可・完了検査に同じ
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超 かつ高さ1m超	①堆積の高さ5m超かつ 面積1500㎡超 ②堆積の面積2000㎡超 かつ高さ1m超	適用外	許可・完了検査に同じ



## 許可対象となる盛土等の規模

**赤文字** 宅地造成等工事規制区域

**青文字** 特定盛土等規制区域

### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超かつ高さ1m超</b> <b>2,000㎡超かつ高さ1m超</b> となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超かつ高さ1m超</b> <b>2,000㎡超かつ高さ1m超</b> となるもの
イメージ図		

\*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

盛土規制法においては、「災害の発生のおそれがないと認められる工事」(届出又は許可が不要となる工事)として、以下の工事が政令で規定されているほか、以下の工事を省令で規定。

<b>政 令</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）</li> <li>○ 鉱業法： 鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）</li> <li>○ 採石法： 岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）</li> <li>○ 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）</li> </ul>
<b>省 令</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地改良法：土地改良事業(農業用排水施設の新設等)等</li> <li>● 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等</li> <li>● 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却</li> <li>● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等</li> <li>● 土壤汚染対策法：汚染土壤の搬出又は処理等</li> <li>● 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法：廃棄物又は除去土壤の保管又は処分</li> <li>● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</li> <li>● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事</li> <li>● 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないものを行う工事</li> <li>● 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの</li> <li>● 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの</li> </ul>

なお、盛土規制法においては、道路、公園、河川等の公共施設用地（※）については、届出・許可を含め、法の適用除外となる。

※道路、公園、河川のほか、以下の施設が公共施設に該当する。

- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等
- ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 等

## 工事現場等における土石の堆積の運用について

工事現場やその付近で、当該工事に使用する土石や当該工事で発生した土石を一時的に仮置きするものについては、工事と一体的に安全管理がされていることから、盛土規制法の許可の適用除外とすることとしている。

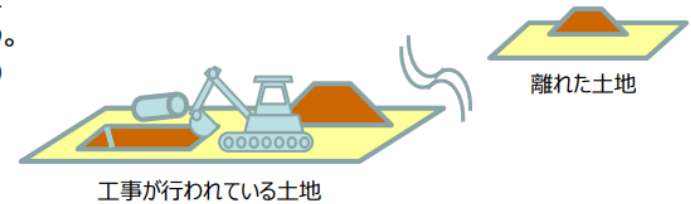
### 【運用の考え方】

#### ○「工事の現場」の考え方

- ・ **工事が行われている土地**を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、**請負契約書や施工計画書等**（※）に**工事現場として位置付けられた土地**（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む）について、工事の現場として取り扱う。  
※請負契約書や施工計画書のほか、発注者による指示書や承認書、発注者との協議関係書類等の発注者と受注者が取り交わす書類を含む

#### <工事の現場のイメージ>

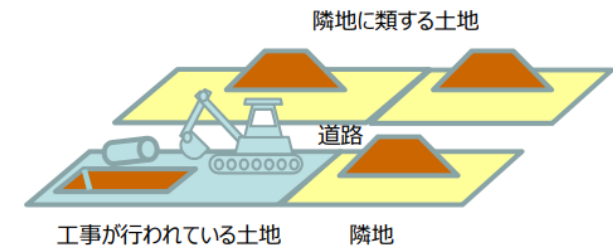
請負契約書や施工計画書等に工事現場として位置付けられた土地



#### ○「工事の現場の付近」の考え方

- ・ 本体の工事現場の主任技術者や安全管理者等から容易に状況を把握し到達でき、本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、**工事現場の隣地や隣地に類する土地**（本体の工事現場から道路を挟んだ向かいの土地など）が該当。
- ・ 工事現場の付近であることを客観的に確認できるよう、**本体工事現場の管理者等に、管理体制等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板の掲示を求める旨を施行通知で提示**（確認方法については各都道府県等であらかじめ明示）。

#### <工事の現場の付近のイメージ>



#### ○堆積期間の考え方

- ・ **原則として、本体工事の期間**とするが、土石の搬出先の残土処理場やストックヤードの空き状況、他の工事に土石を流用する場合の流用先の工事の開始時期との関係などで、**やむを得ず、本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては引き続き適用除外**とする。
- ・ こうしたものについて、客観的に確認できるよう、**本体工事現場の管理者等に、管理体制や搬出予定先等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板の掲示を求める旨を施行通知で提示**（確認方法については各都道府県等であらかじめ明示）。



新たに対象の盛土等工事を行う場合、知事の許可が必要。（申請手数料あり）

## 許可申請から工事完了までの流れ

  現行宅造法と比較して新規で追加される手続

### 許可申請前

土地所有者等の同意

- 盛土等を行う土地の**所有者等全員の同意**（許可要件）

周辺住民への事前周知

- 周辺地域の住民に対し、**説明会の開催等**により工事の内容を周知

### 許可申請

許可基準への適合

#### （許可基準）

- 災害防止のための**安全基準**に適合すること
- **必要な資力・信用**を有すること
- **工事施行者**が必要な**能力**を有すること
- 土地の**所有者等全員の同意**を得ていること

赤字：現行宅造法と比較して新規で追加される事項

都道府県知事等の許可

※都道府県知事等は、**工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表**

### 工事着手

現場での標識掲出

- 工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る**許可を受けている旨の表示**

定期報告

- 工事の施工状況について、**数ヶ月ごとに報告**（例：土石の堆積量）  
※ 一定規模以上の盛土・切土、一時堆積に適用

中間検査

- 工事完了後に確認困難となる工程について、**現地検査**（例：排水施設の設置）  
※ 一定規模以上の盛土・切土に適用

### 工事完了

完了検査

- 安全基準への適合について**現地検査**（例：盛土の形状、擁壁の強度 等）

## 盛土規制法に基づく許可申請手数料

	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
500㎡以内	13,000円	11,000円
500㎡超1,000㎡以内	23,000円	11,000円
1,000㎡超2,000㎡以内	34,000円	12,000円
2,000㎡超3,000㎡以内	52,000円	13,000円
3,000㎡超5,000㎡以内	61,000円	15,000円
5,000㎡超10,000㎡以内	86,000円	17,000円
10,000㎡超20,000㎡以内	143,000円	23,000円
20,000㎡超40,000㎡以内	229,000円	34,000円
40,000㎡超70,000㎡以内	344,000円	63,000円
70,000㎡超100,000㎡以内	515,000円	97,000円
100,000㎡超	687,000円	137,000円

※中間検査及び完了検査の費用も含む。

- 規制区域の指定の際に工事中の宅地造成、特定盛土等、土石の堆積の工事主は、**21日以内に届出**が必要。  
(省令に定める様式+図面・写真等の添付書類)
- 規制区域内の盛土等の土地所有者等には、災害生じないよう適切に維持管理をするよう努力義務が規定されている。
- 災害発生を防止するため、必要な措置が必要な場合は、勧告、命令を講ずることができ、命令に違反した者には、罰則(1年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人には1億円以下の罰金)が科せられる。  
(既に工事が完了した盛土にも適用)

## 法第22条 (土地の保全等)

宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含め、宅地造成等に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努力義務を規定。

- 造成時期に関わらず土地所有者等に対して土地の保全等の努力義務が課せられていることから、災害の発生のおそれがある場合には、土地所有者等の故意過失を問わず、公共の福祉の理念から、私権を不当に侵害しない範囲において、災害発生のおそれを除去するために必要な最小限度の予防工事を命令。
- また、他に原因行為者がいるときには、公平の理念の観点から、その者に対しても命令が可能。

## 危険盛土等を対象

許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等  
(区域指定前に工事着手した盛土、工事着手時期が不明な盛土等、届出対象の盛土)

条項	命令等の相手方	命令等の内容
法第22条第2項	土地所有者、管理者、占有者/ 工事主/工事施行者	災害の防止のため必要があると認めるときの、 <b>災害防止のため必要な措置の勧告</b>
法第23条第1項	土地又は擁壁等の所有者、管理者、占有者	災害の防止のために必要な措置が取られていない等により、放置すれば、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいときの、 <b>土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令</b>
法第23条第2項	原因行為者	土地所有者等以外の者による工事等によって災害の発生のおそれが生じたことが明らかとなるとき、 <b>土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令</b>
法第56条		最大1年・300万円 (法人重科最大1億円)

条例の許可を受けた盛土等は、条例に基づく中間・完了検査及び定期報告は不要となる。

## 宅地造成等規制法改正による開発許可制度への影響

- これまで、都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については、宅地造成等規制法第8条の許可が不要とされていたところ、**今回の改正により、盛土規制法の許可を受けたものとみなされることになる。**
- これにより、**許可後の手続及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることとなるため、留意が必要。**

### ■ 都市計画法の開発行為のうち、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域における宅地造成及び特定盛土等である場合の取扱い（主なもの）

- **許可不要から許可みなしに変更**
  - ・ 盛土規制法の規定により、**中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象**
- **都市計画法第33条第1項第7号の基準の内容**
  - ・ 都市計画法の規定により、**盛土規制法の技術的基準への適合が必要**
- **都市計画法第33条第1項第12号、第13号の適用拡大**
  - ・ 都市計画法の規定により、**自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても適用対象**
- **是正措置及び罰則の適用**
  - ・ これまでは都市計画法の是正措置と罰則のみが適用されたが、**盛土規制法の是正措置と罰則も適用**

### (参考) 開発許可制度の概要

目的	良好な宅地水準の確保と市街化調整区域における開発行為等を抑制し、秩序ある市街地の形成を実現
規制内容	開発行為をしようとする場合には、開発許可権者の許可を得なければならない
対象行為	一定規模以上の開発行為：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
許可基準	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>技術基準</b> 排水施設の確保、地盤の安全等に関する基準 ⇒ 良質な宅地水準を確保</li><li>● <b>立地基準</b> 市街化調整区域において許容される開発行為の類型を定める基準 ⇒ 市街化調整区域の性格を担保</li></ul>

開発許可の対象となる場合であっても、盛土規制法の対象規模となる盛土等は盛土規制法に基づき中間検査・定期報告が必要になる。

## <宅地造成等工事規制区域>

・盛土等の面積500㎡超かつ高さ1m超等で盛土規制法の許可が必要。

盛土等 面積	市街化区域	市街化 調整区域	非線引都市 計画区域	都市計画 区域外
500㎡以下	—	開発許可	—	—
500㎡超 1,000㎡未満	盛土規制法 許可	開発許可 (みなし許可)	盛土規制法 許可	盛土規制法 許可
1,000㎡以上 2,000㎡以下	開発許可 (みなし許可)			
2,000㎡超 3,000㎡未満	開発許可 (みなし許可)	開発許可 (みなし許可)	開発許可 (みなし許可)	盛土規制法 許可
3,000㎡以上 10,000㎡未満				
10,000㎡以上			開発許可 (みなし許可)	

※2,000㎡超の開発許可(みなし許可)は、盛土規制法に基づく中間検査・定期報告等が必要。

## <特定盛土等規制区域>

・盛土の面積2,000㎡超かつ高さ1m超等で盛土規制法の許可が必要。

盛土等規模 \ 区域種別	市街化区域	市街化調整区域	非線引都市計画区域	都市計画区域外
500㎡以下	—	開発許可	—	—
500㎡超 1,000㎡未満	盛土規制法届出		盛土規制法届出	盛土規制法届出
1,000㎡以上 2,000㎡以下	開発許可		盛土規制法届出	盛土規制法届出
2,000㎡超 3,000㎡未満	開発許可 (みなし許可)	開発許可 (みなし許可)	盛土規制法許可	盛土規制法許可
3,000㎡以上 10,000㎡未満			開発許可 (みなし許可)	盛土規制法許可
10,000㎡以上			開発許可 (みなし許可)	開発許可 (みなし許可)

※特定盛土等規制区域においては、全て(2,000㎡超)の開発許可(みなし許可)で、盛土規制法に基づく中間検査・定期報告が必要。

みなし許可に該当する可能性がある事業については、当面、開発許可と盛土規制法両方の窓口事前相談していただきたい。

## (4) 技術基準について



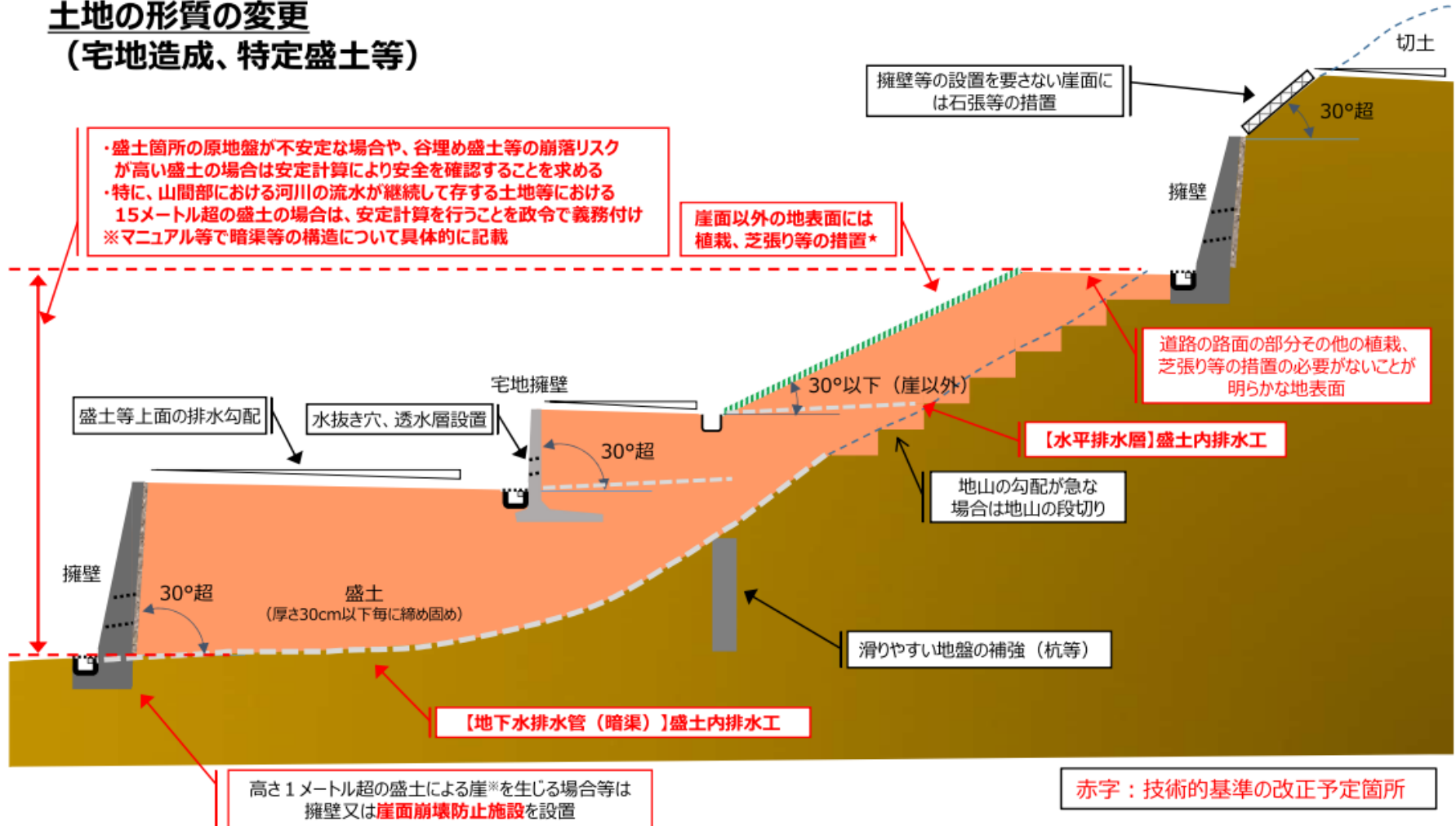
## (1) 技術基準の主な変更点

項目	盛土規制法(R6.1.1～)	盛土条例(R5.12.31まで)
盛土勾配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配<b>30度(1:1.8)</b>を超える場合は擁壁等を設置</li> <li>・勾配<b>30度</b>以下の場合は法面保護工を施工</li> <li><u>但し、残土処分場に限っては以下のとおり。</u> (条例で規定)</li> <li>・勾配<b>27度(1:2.0)</b>以下、法面保護工を施工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配<b>27度(1:2.0)</b>以下、法面保護工を施工</li> </ul>
盛土の安定性検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のり高が特に大きい場合(<b>15m以上の高盛土</b>)、谷埋め盛土の場合、腹付け盛土の場合など</li> <li>(安全率 常時<b>1.5</b>以上、地震時<b>1.0</b>以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10m以上の場合は安定計算 (安全率 常時<b>1.2</b>以上、地震時<b>1.0</b>以上)</li> </ul>
盛土材料	盛土計画に逸脱しない材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>第3種建設発生土</b>以上</li> </ul>
小段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ<b>5m程度</b>に幅<b>1～2m</b></li> <li><u>但し、残土処分場に限っては以下のとおり。</u> (条例で規定)</li> <li>・高さ<b>5m</b>以内に幅<b>2m</b>以上、</li> <li>・盛土高<b>15m</b>毎に幅<b>3m</b>以上</li> <li>・既設盛土の上方に盛土を行う場合、幅<b>5m</b>以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ<b>5m</b>以内に幅<b>2m</b>以上、</li> <li>・盛土高<b>15m</b>毎に幅<b>3m</b>以上</li> <li>・既設盛土の上方に盛土を行う場合、幅<b>5m</b>以上</li> </ul>
排水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土内排水工</li> <li>・地下排水工(暗渠排水、基盤排水等)</li> <li>・排水の流末処理</li> <li>・段切り部に排水処理施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土内排水工</li> <li>・地下排水工(暗渠排水、基盤排水等)</li> <li>・敷地に雨水や地下水等の排水施設を設置</li> <li>・段切り部に排水処理施設</li> </ul>
施工管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1層当り<b>30cm</b>以下で転圧</li> <li>・施工中は仮設の排水対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1層当り<b>30cm</b>以下で転圧</li> <li>・施工中は仮設の排水対策</li> </ul>



## 【参考】土地の形質の変更の技術的基準(政令)全般の概念図

### 土地の形質の変更 (宅地造成、特定盛土等)



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

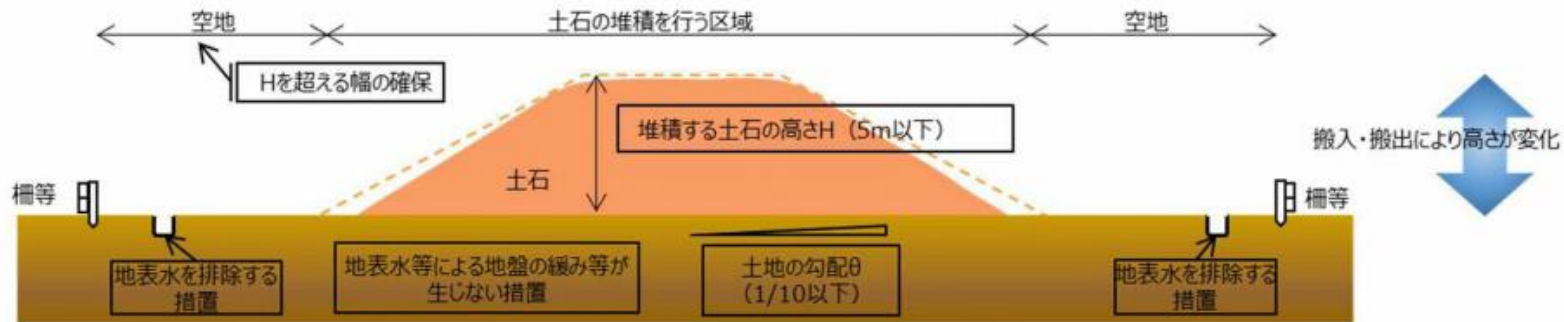
★宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定

## (2) 土石の堆積(仮置き)に関する主な技術基準の変更点

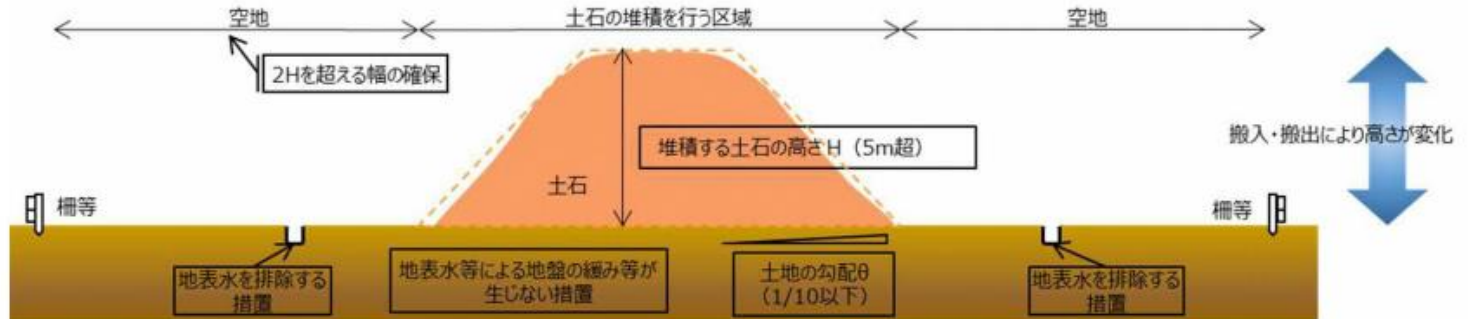
項目	盛土規制法(R6.1.1～)	盛土条例(R5.12.31まで)
設置期間	許可期間最大5年間	—
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5m以下の場合は高さを超える幅の空地(勾配1/10以下)を確保</li> <li>・5m超の場合は高さの2倍を超える幅の空地を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ5m以下</li> <li>・空地確保の基準はない</li> </ul>
法勾配	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法勾配27度(1:2.0)以下</li> </ul>
排水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表水の排水設備を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて設置</li> </ul>
仮置き場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配1/10(5.7度)以下の平坦地</li> <li>・地表水等による地盤のゆるみが生じない措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配5度以下の平坦地</li> </ul>

## 【参考】土石の堆積の技術的基準（政令）全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



## (3) 中間検査の主な変更点について

区分	盛土規制法(R6.1.1～)	盛土条例(R5.12.31まで)
目的	工事完了後に確認困難な工程を現地で検査	同左
検査対象の工程	盛土前の地盤面に排水設備を設置する工程	①盛土施工、工作物設置をする地盤状態について、根切により設計に定める土質、深さを確認する工程 ②盛土に埋設される排水設備を設置する工程 ③工作物の基礎及び杭の施工状況を確認する工程

## (4) 定期報告の主な変更点について

区分	盛土規制法(R6.1.1～)	盛土条例(R5.12.31まで)
目的	盛土の施工状況の確認	同左
報告の期間	3カ月毎	6カ月毎
報告の項目	許可年月日及び許可番号	同左
	前回の定期報告年月日	なし
	工事が施行される土地の所在地	同左
	施工状況(盛土の高さ、面積、土量等)	同左
	擁壁等の施工状況	なし
	土砂を搬入させた者の氏名等、土量搬出元の土地の住所等	土砂を搬入させた者の氏名等、土量搬出元の土地の住所等